

建保発第40号
平成25年3月6日

事業主様

兵庫県建築健康保険組合
理事長 前川容洋

平成25年度保健事業の実施について

早春の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当健康保険組合の事業運営について、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、第103回組合会（平成25年2月7日開催）及び書面審議（平成25年2月22日実施）において、ご審議いただきました結果、別添のとおり実施することに決定しましたので、お知らせいたします。

事業主、被保険者及び被扶養者の皆様には、円滑に事業の推進が図られますよう、一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

平成 2 5 年度保健事業の実施について

保健事業は、被保険者及び被扶養者に対する健康教育、健康相談、健康診査等を実施することによって被保険者等の健康の保持増進を図ることを目的とするものですが、本事業の推進が医療給付を適切なものとするにつながり、ひいては組合財政の安定化にも大きく寄与するものです。

平成 2 0 年度から健康保険組合などの医療保険者に対し、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健康診査・特定保健指導の実施が義務づけられ、平成 2 5 年度は第 2 期の初年度になることから、当該事業の推進を図ることとします(第 1 期 平成 2 0 年度～平成 2 4 年度 第 2 期 平成 2 5 年度～平成 2 9 年度)。

また、今や日本人の 2 人に 1 人が癌に罹り、3 人に 1 人は癌で死亡しています。癌は発見が早ければ早いほど、適切な治療で治すことができる病気です。早期の癌を発見するには、癌検診が極めて重要になりますので、癌検診の補助事業の推進を図ることとします。

その他、疾病予防関係事業を、積極的、かつ、重点的に実施することとします。

1 特定健康診査・特定保健指導事業

(1) 特定健康診査事業

- ・ 実施時期 年間
- ・ 4 0 歳以上 7 5 歳未満の特定健康診査の受診対象となる被保険者・被扶養者について実施する。
 - ・ 被保険者
 - ・ 定期健康診断のなかで、特定健康診査を受診し、健診結果データを健康保険組合に提供していただくよう依頼する。
 - ・ 任意継続被保険者・被扶養者
 - ・ 健康保険組合は、受診対象者に受診券を交付する。
 - ・ 受診対象者は、健康保険組合が契約した健診実施機関に予約したうえ、受診券・健康保険被保険者証を提示し、受診する。
 - ・ 費用は、健康保険組合が全額負担する。
- ・ 健康保険組合は、特定健康診査を受診した者に対し、情報提供を行う。

(2) 特定保健指導事業

- ・ 実施時期 年間
- ・ 特定健康診査の結果により、特定保健指導対象者を選定し、健康保険組合の計画により実施する(面接・電話等)
 - ・ 健康保険組合は、利用券を交付する。
 - ・ 健康保険組合が契約した特定保健指導実施機関に委託する。
 - ・ 動機付け支援、積極的支援

- ・ 費用は、健康保険組合が全額負担する。

平成25年度特定健康診査・特定保健指導実施対象者

任意継続被保険者

- 1 次のいずれの要件も満たした方
 - (1) 昭和14年4月1日から昭和49年3月31日までに生まれた方
 - (2) 平成25年4月1日以前に資格取得し、平成26年4月1日以後に資格喪失予定の方
- 2 次のいずれの要件も満たした方
 - (1) 昭和13年4月2日から昭和14年3月31日までに生まれた方で、誕生日の前日までの方
 - (2) 平成25年4月1日以前に資格取得し、平成26年4月1日以後に資格喪失予定の方

被扶養者

- 1 次のいずれの要件も満たした方
 - (1) 昭和14年4月1日から昭和49年3月31日までに生まれた方
 - (2) 平成25年4月1日以前に認定された方
- 2 次のいずれの要件も満たした方
 - (1) 昭和13年4月2日から昭和14年3月31日までに生まれた方で、誕生日の前日までの方
 - (2) 平成25年4月1日以前に認定された方

上記の任意継続被保険者・被扶養者のうち、被保険者の資格を喪失された方・被扶養者の認定を抹消された方は実施対象者ではなくなります。

2 保健指導宣伝事業

- (1) 機関紙発行
 - ・ 実施時期 毎月
 - ・ 「掲示板」(情報提供資料)を事業所に送付する。
 - ・ 事業主・被保険者・被扶養者に、「私の健康法」等、健康に関する投稿を依頼する。
- (2) 保健指導パンフレット等配布
 - ・ 実施時期 随時
 - ・ 健康づくりのためのパンフレット・ポスター等を配布する。
- (3) 母子保健指導書配布
 - ・ 実施時期 毎月
 - ・ 乳児の健康管理を目的とした月刊誌を、出産した被保険者・被扶養者に1年間配布する。

- (4) 医療費通知（被保険者に対する通知）
 - ・ 実施時期 3月
 - ・ 被保険者・被扶養者の医療費についてのコスト意識を高め、健康管理に資することを目的として、被保険者（被扶養者分を含む。）に対して、実際に要した医療費の額等を通知する。
 - ・ 自己負担額で1万円以上の差額が発生するものについては、医療費通知に「*減額査定」と付記する。
- (5) ジェネリック医薬品使用促進通知
 - ・ 実施時期 9月、3月
 - ・ 被保険者・被扶養者の医療費についてのコスト意識を高め、患者負担の軽減や組合財政の改善を図ることを目的として、被保険者・被扶養者に対して、ジェネリック医薬品の使用に伴う自己負担額の軽減に係る内容を通知する。
- (6) 保険財政収支状況通知（事業主に対する通知）
 - ・ 実施時期 5月、8月、11月、2月
 - ・ 事業所ごとの保険財政収支状況を事業主が把握し、事業所における健康管理に資することを目的として、各事業所健康保険収支状況等資料を事業主に送付する。
- (7) 健康管理事業推進委員会開催
 - ・ 実施時期 9月、12月
 - ・ 健康管理事業の推進を図るため、健康管理事業推進委員会を開催する。
- (8) 健康管理委員研修会・説明会開催
 - ・ 実施時期 10月、3月
 - ・ 健康管理委員を対象として、研修会・説明会を開催する。
- (9) 共同保健指導宣伝
 - ・ 実施時期 年間
 - ・ 健康保険組合連合会と共催で、保健指導宣伝活動を行う。
- (10) ホームページの管理・運営
 - ・ 実施時期 年間
 - ・ 事業主、被保険者、被扶養者に健康保険組合の情報を提供し、サービスの向上に努める。

3 疾病予防事業

- (1) 短期人間ドック
 - ・ 実施時期 4月～翌年1月（申し込みは4月1日から12月25日まで）
 - ・ 平成25年4月1日現在35歳以上の被保険者・被扶養者を対象として、健診費用の一部を補助する。
平成26年度以降、事業年度4月1日現在40歳以上の被保険者・被扶養者を対象として、健診費用の一部を補助する。
 - ・ 特定健康診査の実施対象である被保険者・被扶養者については、必ず特定健康診査項目（検査項目・質問項目）が実施されるよう、事前に健診機関と調整する。
 - ・ 健康保険組合と契約した健診機関で受診する。健康保険組合と契約していない健診機関で受診する場合は、事前に健康保険組合と協議・調整を行うこと。
 - ・ 被保険者負担・被扶養者負担・組合補助
 1泊2日ドック（参考費用64,500円）
被保険者補助 20,000円（被保険者負担 44,500円 補助率31.0%）

被扶養者補助	20,000円	(被扶養者負担	44,500円	補助率	31.0%)
日帰りドック	(参考費用	44,500円)			
被保険者補助	10,000円	(被保険者負担	34,500円	補助率	22.5%)
被扶養者補助	10,000円	(被扶養者負担	34,500円	補助率	22.5%)
2時間ドック	(参考費用	19,500円)			
被保険者補助	10,000円	(被保険者負担	9,500円	補助率	51.3%)
被扶養者補助	10,000円	(被扶養者負担	9,500円	補助率	51.3%)

・ 補助対象となる実施回数

1泊2日ドック

平成25年度を基準として、2年度に1回

日帰りドック・2時間ドック

毎年度1回

(2) 健診等の費用の補助

特定健康診査に係る定期健康診断補助【暫定事業】

- ・ 実施時期 4月～翌年3月
- ・ 対象者 平成25年度において、40歳以上75歳未満の年齢に達する被保険者を対象として、健診費用の一部を、事業主に補助する。
この補助事業においては、平成25年4月2日以降の被保険者資格取得者、平成25年4月2日以降の被保険者資格喪失者について、健診日に被保険者である者は、補助の対象とする。
- ・ 健診内容 労働安全衛生法に定める検査項目（必ず特定健康診査項目（検査項目・質問項目）を含む。）
- ・ 補助金 健診費用のうち、補助対象被保険者1人当たり、3,000円以内の実費に、健診結果データをXMLにより作成した費用の実費を加算した額
健診結果データは、「特定健康診査にかかる国の電子的標準様式（XML）により作成したフロッピー」（健診実施機関と要調整）を、健康保険組合として希望するが、困難な場合は、「紙の健診結果データ」でも差し支えないものとする。
- ・ 実施機関 事業主が希望する健診機関
- ・ 留意事項 短期人間ドックと特定健康診査に係る定期健康診断補助は併給可能とする。
- ・ 請求期限 所定の請求書により、平成26年4月22日までに請求する。

郵送自己検診補助

- ・ 実施時期 9月
- ・ 対象者 被保険者・平成25年4月1日現在30歳以上（子宮頸癌検査は20歳以上）の被扶養者を対象として、検診費用の一部を補助する。
- ・ 内容 子宮頸癌検査、肺癌検査、大腸癌検査、胃癌検査、前立腺癌検査、B型肝炎検査（被保険者・被扶養者期間中に1回）、C型肝炎検査（被保険者・被扶養者期間中に1回）
- ・ 自己負担金

子宮頸癌検査	1,000円	(組合補助	1,430円)
肺癌検査	1,000円	(組合補助	1,800円)
大腸癌検査	500円	(組合補助	1,140円)

- | | | | |
|--|--------|--------|---------------|
| | 胃癌検査 | 1,000円 | (組合補助 4,950円) |
| | 前立腺癌検査 | 1,000円 | (組合補助 1,950円) |
| | B型肝炎検査 | 500円 | (組合補助 1,500円) |
| | C型肝炎検査 | 1,000円 | (組合補助 2,500円) |
- ・ 業務委託 「郵送検診申込書」の受付、自己負担金の受領、検診、検診結果の通知を、業者(メスブ細胞検査研究所)に委託する。
- 癌検診補助
- ・ 実施時期 4月～翌年2月
 - ・ 対象者 被保険者・平成25年4月1日現在30歳(子宮頸癌検診は20歳)以上の被扶養者を対象として、検診費用の一部を補助する。
 - ・ 補助対象 乳癌検診・子宮頸癌検診・肺癌検診・大腸癌検診・胃癌検診・腫瘍マーカー(PSA・CEA・AFP・CA19-9・CA125)
 - ・ 補助金 1癌検診(1腫瘍マーカー)ごとに、1人当たり3,000円以内の実費
 - ・ 実施機関 被保険者・被扶養者が希望する検診実施機関
 - ・ 請求期限 所定の請求書により、平成26年2月28日までに請求する。
- インフルエンザ予防接種補助
- ・ 実施時期 9月～翌年2月
 - ・ 対象者 被保険者・被扶養者を対象として、接種費用の一部を補助する。
 - ・ 回数 2回まで
 - ・ 補助金 接種者1人につき
1回接種した場合 1,500円以内の実費
2回接種した場合 3,000円以内の実費
 - ・ 実施機関 被保険者・被扶養者が希望する医療機関
 - ・ 請求期限 所定の請求書により、平成26年2月28日までに請求する。
- (3) 事業所訪問保健指導事業
- ・ 実施時期 随時
 - ・ 保健師等が事業所を訪問し、被保険者等の健康相談に応じ、必要な指導や助言を行う。
 - ・ 業者に委託する。
- (4) 健康ウォーキング運動表彰
- ・ 実施時期 第1回 春季(5月1日～7月31日)
第2回 秋季(9月1日～11月30日)
 - ・ 万歩計で計測し、3か月間で目標歩数(80万歩)を達成(自己申告)した被保険者・被扶養者に、第1回目・第2回目ごとに記念品を贈呈する。
- (5) 家庭常備薬の有料斡旋
- ・ 実施時期 7月、11月
 - ・ 希望者に家庭常備薬を有料斡旋する。

「人間ドック」の位置付け等について

健（検）診は、事業主健診（40歳以上は特定健康診査項目を含み、健診費用の一部を補助）、特定健康診査（任意継続被保険者・被扶養者について、健診費用の全額を補助）、癌検診（検診費用の一部を補助）を基本とする。

「自分の健康は自分で守る。」という認識により、相当な費用を自分で負担して受診する、より充実した健診として「人間ドック」（40歳以上は特定健康診査項目を含む。）を位置付け、組合の財政状況に応じて、費用の一部を補助する。

人間ドック（40歳以上は特定健康診査を受診したものとみなされる。）を受けた後、健診機関から交付される「健診結果表（写し）」に質問票（健康保険組合から送付する。）を添えて兵庫県建築健康保険組合に送付する。

特定健康診査の結果、特定保健指導の対象となった場合、その費用の全額を補助する。

「人間ドック」と「特定健康診査に係る定期健康診断」について

1 特定健康診査に係る定期健康診断の補助金

第103回組合会（平成25年2月7日開催）において、平成25年度から、「健診費用のうち、補助対象被保険者1人当たり、5,000円以内の実費」を「健診費用のうち、補助対象被保険者1人当たり、3,000円以内の実費」に改めることについて、ご承認をいただいた。

2 同一被保険者に係る「人間ドック」（健診費用の一部を、受診する被保険者等に対して補助）と「特定健康診査に係る定期健康診断の補助金」（健診費用の一部を、事業主に対して補助）について、補助について調整しない（いずれも補助対象とする。）。

3 「人間ドック」について、事業所において事業主健診として取り扱っていても、「特定健康診査に係る定期健康診断の補助金」の補助対象としない。